

社会福祉法人 歩む会福祉会 感染症対策指針

当法人は、利用者の健康と安全を守るための支援が求められる障害福祉サービス事業者として、感染を未然に防止し、発生した場合は感染症が拡大しないよう、速やかに対応する体制を構築するとともに、利用者の健康と安全を継続的に守るため、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針をここに定める。

1. 基本的な考え方（目的）

感染予防・再発防止対策及び集団感染事案発生時の適切な対応等、事業所における感染症予防対策体制を確立し、適切かつ安全で、質の高い障害福祉サービス支援の提供を図ることができるよう、感染症業務継続計画（BCP）等のマニュアル及び社会的規範を遵守するとともに、当法人における適正な感染対策の取組みを行う。

2. 委員会の設置

目的を達成するため、歩む会福祉会に「感染症対策委員会」（以下「委員会」）を設置する。ただし、委員会の協議事項等の状況に応じ、医師や専門家、保健所等に助言を仰ぐこともできる。

（1）委員会の構成職員

- ・管理者
- ・看護師

（2）開催頻度

基本的に3ヶ月に一回を定例とし、必要に応じて臨時委員会を開催する。

（3）検討内容

- ①感染症対策の立案・検証・修正
- ②各事業所での感染症対策の実施状況の把握・評価
- ③職員への感染症対策の教育・研修内容の検討
- ④感染症発生時の対応の分析と今後の対策検討

3. 感染予防・再発防止対策および集団感染事案発生時の適切な対応等の整備

（1）平常時の対策

①職員の清潔の保持及び健康状態の管理に努め、特に従事者が感染源となることを予防し、利用者および従事者を感染の危険から守ることを目的とした「感染症対策指針」を整備する。

②職員教育を組織的に浸透させていくため、全職員を対象に年2回以上の「研修」（含む入職時）を定期的実施する。

③平時から実際に感染症が発生した場合を想定し、感染症発生時において、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針に基づき、全職員を対象に年2回以上の「訓練」を定期的実施する。

④感染対策委員会を中心に感染に関する最新の情報を把握し、研修や訓練を通じて課題を見つけ出し、定期的に指針を見直し「指針の更新」を行なう。

(2) 発生時の対応

①日常の業務に関して感染事案または感染おそれのある事案（以下「感染事案等」という。）が発生した場合には、感染対策マニュアルや業務継続計画（BCP）に従い、直ちに「発生状況の把握」に努める。

②感染事案等が発生後は、「感染拡大の防止」として、以下の防止策を実施する。

- ・生活空間・動線の区分け（ゾーニング・コホーティング）
- ・消毒
- ・ケアの実施内容・実施方法の確認 等

③感染事案等が発生した後は、必要に応じ管理者と協議の上、感染症対策業務継続計画（BCP）等に則り、以下の医療機関や保健所、行政関係機関との連携のためにすみやかに報告を行う。

医療機関	はしもとクリニック	☎048（551）8410
	久保医院	☎0495（71）7138
保健所	熊谷保健所	☎048（578）4549
	本庄保健所	☎0495（22）6481
指定権者	埼玉県障害福祉課	☎048（830）3300

※感染事案等の発生後は、感染対策業務継続計画（BCP）等に則り、利用者家族また各事業所職員等「関係者への連絡」をすみやかに行う。

4. その他

(1) 指針などの見直し

本指針及び関連するマニュアル等は感染症対策委員において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

(2) 指針の閲覧

本指針は利用者やご家族が閲覧できるように事業所への掲示や法人ホームページへ掲載する。

<附則>

本指針は、2024年 4月 1日から適用する。

本指針は、2024年 6月17日から適用する。